

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項																									
槻の木高等学校	<p>令和4年度の管外旅費について、令和5年度に過年度支出していた。</p> <table border="1" data-bbox="492 474 1599 800"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>支給額</th> <th>支払日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>兵庫県朝来市</td> <td>令和4年8月10日</td> <td>6,070円</td> <td>令和6年1月19日</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>兵庫県朝来市</td> <td>令和4年8月10日</td> <td>6,070円</td> <td>令和6年1月19日</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>兵庫県朝来市</td> <td>令和4年8月10日</td> <td>6,070円</td> <td>令和6年1月19日</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>愛知県</td> <td>令和5年3月25日</td> <td>13,520円</td> <td>令和6年1月19日</td> </tr> </tbody> </table>					職員	出張先	出張期間	支給額	支払日	A	兵庫県朝来市	令和4年8月10日	6,070円	令和6年1月19日	B	兵庫県朝来市	令和4年8月10日	6,070円	令和6年1月19日	C	兵庫県朝来市	令和4年8月10日	6,070円	令和6年1月19日	D	愛知県	令和5年3月25日	13,520円	令和6年1月19日	<p>検出事項について、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法】 (会計年度及びその独立の原則) 第208条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。 2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。</p> </div>
職員	出張先	出張期間	支給額	支払日																											
A	兵庫県朝来市	令和4年8月10日	6,070円	令和6年1月19日																											
B	兵庫県朝来市	令和4年8月10日	6,070円	令和6年1月19日																											
C	兵庫県朝来市	令和4年8月10日	6,070円	令和6年1月19日																											
D	愛知県	令和5年3月25日	13,520円	令和6年1月19日																											
措置の内容																															
<p>検出事項の原因は、書面による旅行命令権者の承認後、旅費担当者がSSCシステムに出張の内容を入力すべきところ、入力を失念したことにある。再発防止に向け、旅行命令権者と旅費担当者間で密に連絡を行うとともに、旅行命令権者の承認後、速やかに事務処理を行うよう周知徹底を図った。また、当該業務も含め、定期的に行わなければならない業務については、その処理状況を確認するためのチェックリストを作成し、業務の処理漏れが生じないよう徹底することとした。今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>																															

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年11月22日）